本号で公布された法令のあらまし

◇公正取引委員会事務総局組織令及び職員の退職管理に関する政令の一部を改正する政令（政令第八二号）（公正取引委員会）

一　公正取引委員会事務総局組織令の一部改正関係

1　官房及び官房総務課の所掌事務を変更することとした。（第二条、第八条並びに附則第二条及び第五条関係）

2　審査局及び同局管理企画課の所掌事務並びに同局審査長の職務を変更することとした。（第四条、第一八条及び第一九条関係）

3　審判官の定数に関する規定を改めることとした。（旧第二一条及び附則第七条関係）

4　官房参事官二人のうち一人の設置期間の特例に関する規定を削ることとした。（旧附則第三条第二項関係）

二　職員の退職管理に関する政令の一部改正関係

審判官について所要の規定の整備を行うこととした。（第一三条第一項及び別表第一関係）

三　施行期日

この政令は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成二五年法律第一〇〇号）の施行の日（平成二七年四月一日）から施行することとした。

◇文部科学省組織令の一部を改正する政令（政令第八三号）（文部科学省）

1　初等中等教育局及び同局に置かれる課又は参事官の所掌事務又は職務のうち幼稚園を対象として行われるものに「幼保連携型認定こども園」を追加することとした。（第五条、第三五条、第三八条、第四〇条及び第四三条関係）

2　この政令は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二四年法律第六七号）の施行の日（平成二七年四月一日）から施行することとした。

◇公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（政令第八四号）（文部科学省）

1　介護補償の額を引き上げることとした。（第六条の二第二項関係）

2　休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額を改定することとした。（別表関係）

3　この政令は、平成二七年四月一日から施行することとした。

◇独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令の一部を改正する政令（政令第八五号）（厚生労働省）

1　独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による医療手当等の額の改定を行うこととした。（第五条、第七条、第九条、第一〇条及び第一一条関係）

2　この政令は、平成二七年四月一日から施行することとした。

◇国民年金法施行令等の一部を改正する政令（政令第八六号）（厚生労働省）

一　国民年金法施行令の一部改正関係

平成二七年度における国民年金の保険料の追納に関する加算率を改定することとした。（第一〇条関係）

二　国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正関係

平成二七年度における国民年金法による特別一時金等の額を改定することとした。（第五二条、第九四条、第一一七条及び第一三六条関係）

三　国民年金法による改定率の改定等に関する政令の一部改正関係

平成二七年度における国民年金法に規定する改定率及び保険料改定率、厚生年金保険法に規定する再評価率並びに国民年金法等の一部を改正する法律に規定する従前額改定率の改定等をすることとした。（第一条～第六条関係）

四　厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行令の一部改正関係

平成二七年度に支払われる時効特例給付に係る保険給付遅延特別加算金及び給付遅延特別加算金の額の計算に用いる加算率を改定することとした。（第二条、第四条及び附則第二条第二項関係）

五　関係政令の一部改正関係

関係政令について所要の規定の整備を行うこととした。

六　所要の経過措置を規定することとした。（附則第二条～第六条関係）

七　この政令は、平成二七年四月一日から施行することとした。

◇原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第八七号）（厚生労働省）

1　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による医療特別手当等の額について改定を行うこととした。（第一七条及び第一八条関係）

2　この政令は、平成二七年四月一日から施行することとした。

◇特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第八八号）（厚生労働省）

1　平成二七年四月以降の月分の特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の額を改定することとした。（第一条の二関係）

2　平成二七年三月以前の月分の特別障害給付金について、所要の経過措置を規定することとした。（附則第二条関係）

3　この政令は、平成二七年四月一日から施行することとした。

◇恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令の一部を改正する政令（政令第八九号）（総務省）

1　平成二七年度における恩給改定率を〇・九七八とすることとした。（本則関係）

2　この政令は、平成二七年四月一日から施行することとした。

◇少年院法の施行期日を定める政令（政令第九〇号）（法務省）

少年院法（平成二六年法律第五八号。附則第一条ただし書に規定する規定を除く。）の施行期日は、平成二七年六月一日とすることとし、同条ただし書に規定する規定の施行期日は同年七月一日とすることとした。

◇少年院法施行令（政令第九一号）（法務省）

1　少年院法（平成二六年法律第五八号。以下「法」という。）の規定による公告は、その公告すべき事項を少年院の公衆の見やすい場所に一四日間掲示してすることとした。（第一条関係）

2　法の規定により付添人等又は弁護人等との面会が制限される日で政令で定める日は、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、一月二日、一月三日及び一二月二九日から一二月三一日までの日とすることとした。（第二条関係）

3　この政令は、法の施行の日（平成二七年六月一日）から施行することとした。

◇少年鑑別所法施行令（政令第九二号）（法務省）

1　少年鑑別所法（平成二六年法律第五九号。以下「法」という。）の規定による公告は、その公告すべき事項を少年鑑別所の公衆の見やすい場所に一四日間掲示してすることとした。（第一条関係）

2　法の規定により付添人等又は弁護人等との面会が制限される日で政令で定める日は、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、一月二日、一月三日及び一二月二九日から一二月三一日までの日とすることとした。（第二条関係）

3　在院中在所者及び各種在所者の退所の事由について、少年院の長、家庭裁判所、地方更生保護委員会その他のその者の身体の拘束について権限を有する者の退所の指揮又は通知を受けたこと等を定めることとした。（第三条関係）

4　この政令は、法の施行の日（平成二七年六月一日）から施行することとした。